

▶▶ 取引時確認

特定事業者が特定取引等を行うに際して実施することが義務付けられている確認です（改正法4条）。

法改正前は、顧客の「本人特定事項」を確認することを指して『本人確認』と称していましたが、H23.4.28付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」により、新たに「取引を行う目的」、「職業又は事業の内容」、「実質的支配者の有無等」、さらにはハイリスク取引の場合について「資産・収入の状況」の確認が追加される等、資金トレースを可能とするための「本人特定事項」に加え、疑わしい取引の届出を行うべき場合への該当性判断の要素となり得る内容も確認事項とされましたので、これに伴い、その呼称も『本人確認』から『取引時確認』へと改められたものです。

（※『取引時確認』としての実施義務は、H25.4.1以降からとなります。）

【取引時確認の定義】

改正犯罪収益移転防止法上では、次の3つの確認を『取引時確認』として位置付けています（改正法4条6項）。

1. 通常の特定期取引に際して顧客について行う「本人特定事項」や「取引を行う目的」等の確認
2. ハイリスク取引である場合に行う「本人特定事項」や「取引を行う目的」等の確認
3. 顧客のために現に特定取引等の任に当たっている自然人（個人顧客の代理人や法人顧客の代表者や取引担当者等、以下「代表者等」といいます。）について行う「本人特定事項」の確認

【確認事項】

■通常の特定期取引では、顧客について、次の内容を『取引時確認』として確認します。

- ① 本人特定事項
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業又は事業の内容 ※顧客が個人の場合は「職業」、法人及び人格のない社団・財団の場合は「事業の内容」
- ④ 実質的支配者の有無等 ※法人顧客の場合のみ

■ハイリスク取引の場合は、上記①～④の確認に加え、

その取引が200万円を超える財産移転を伴う場合、「資産及び収入の状況」も併せて確認する必要があります。また、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが高い取引として類型されたものであることを踏まえ、上記①～④のうち、①の本人特定事項と④の実質的支配者の有無等については、より厳格な方法によって確認することとされています。

※) 厳格な方法

- ①本人特定事項の確認 …通常の確認方法によってする確認に加え、追加の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けて確認する方法
- ②実質的支配者の有無等…申告による確認ではなく、その有無及び「有」の場合のその者の本人特定事項のいずれも書面によって確認する方法

■代表者等については、「本人特定事項」の確認が必要となります。

【関係条文】

※1) H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

※2) 一部、別の条項を引用する箇所等に補足的に追記をしています（* 上付き小文字のゴシック体の文字が追記です。）

○犯罪収益移転防止法

（取引時確認等）

第4条 特定事業者（略）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があつたときにあつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令¹³で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項^{①本人特定事項、②取引目的、③職業・事業内容、④実質的支配者}並びに当該取引がその価額が政令で定める額^{政令11条/200万円}を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（略）の確認を行わなければならない。この場合において、第1号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項法^{4条1項}第1号に掲げる事項の確認は、第1号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第8条第1項の規定による届出^{疑わしい取引の届出}を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項法^{4条1項}若しくはこの項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認^{代表者等への本人特定事項の確認}（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの^{政令12条2項/イラン・北朝鮮}（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの^{※政令は未整備}

- 3 第1項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第6条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるもの^{政令13条2項/同一性確認の措置をとっているもの}については、適用しない。
- 4 特定事業者は、顧客等について第1項又は第2項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第1項又は第2項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令^{省令11条}で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。
- 5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第1項又は第2項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
- 6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第1項若しくは第2項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。